



樹木の移植助成制度について



区内に残された貴重な樹木を保全するため、建物の新築や増改築等により、やむを得ず移植するものについて、その費用の一部を助成します。

1. 対象樹木

地上1. 5mの高さにおける幹周り80cm以上
又は高さ10m以上の樹木

2. 助成対象者

対象樹木の所有者。

(ただし、国、都及び他の地方公共団体を除く。)

3. 移植場所

世田谷区内に現存する樹木を区内に移植するもの

(ただし、移植のための仮植え場所については区外も可。)

4. 助成金額

移植経費の2分の1

1本あたりの助成限度額：

・樹木1本につき10万円 ・保存樹木等1本につき50万円

1敷地あたりの助成限度額：

・50万円 (保存樹木等250万円)

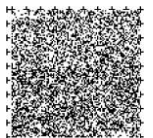
5. お問い合わせ先

事前に、現地立会い及び助成に関する申請が必要となります。
下記までお問い合わせ下さい。

世田谷区みどり33推進担当部 みどり政策課

電話 03-6432-7904

FAX 03-6432-7989



みどりを守ろう

既存樹木の保全のお願い

世田谷区では、既存樹木の保全誘導方針を定めました。

許可が必要な開発行為及び「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」の適用建築物の計画にあたっては、既存の樹木をできる限り保全していただくよう、ご協力をお願いいたします。

対象：地上1.5mの高さにおける幹周り80cm以上
又は高さ10m以上の樹木



1 樹木の保全

- 可能な限り、既存の位置で樹木を残してください。

2 移植

- 既存の位置で残すことが困難な場合、移植を検討してください。
※移植助成制度があります。詳しくはみどり政策課まで。

3 代替植栽

- 対象樹木をやむを得ず伐採する場合は代替植栽をしてください。
※伐採樹木1本につき、樹高3m以上(植栽時)の高木1本以上を植栽

樹木を伐採する場合、許可・届出が必要な場合があります。

- 風致地区内における「東京都風致地区条例」に基づく許可申請
- 水と緑の風景軸(風景づくり重点区域)における「風景づくり条例」に基づく届出
- 「みどりの基本条例」に基づく届出

担当窓口

- 緑化全般・移植助成及び「みどりの基本条例」に関すること
みどり政策課 Tel.6432-7904
- 建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例に関すること
世田谷総合支所 街づくり課 Tel.5432-2460
北沢総合支所 街づくり課 Tel.5478-8076
玉川総合支所 街づくり課 Tel.3702-4573
砧総合支所 街づくり課 Tel.3482-1398
烏山総合支所 街づくり課 Tel.3326-9618
- 開発行為の許可に関すること 市街地整備課 Tel.6432-7156
- 「風景づくり条例」に関すること 都市デザイン課 Tel.6432-7153